一一　丸善石油㈱に対する件（即時抗告）

昭和五一年(行セ)第一三号

決　定

大阪府大阪市南区長堀橋筋一丁目三番地
申立人　丸善石油株式会社
右代表者代表取締役　宮森和夫
右代理人弁護士　佐野隆雄
同　宮下明弘
同　小川秀史郎
同　釜菹正孝

東京高等裁判所が昭和五一年六月二四日に、昭和四九年(行タ)第二〇号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反審決不履行事件についてした決定に対し、右申立人から即時抗告の申立があったので、当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件即時抗告を却下する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理　由

職権で本件即時抗告の適否についてみるのに、裁判所法七条二号によると、最高裁判所は抗告事件については訴訟法で特に定めた場合についてのみ裁判権を有するところ、右特別の定めとして現行法上は、民訴法四一九条ノ二の特別抗告があるのにすぎない。したがって、高

等裁判所がした決定または命令については特別抗告のみが許され、即時抗告をすることができない。このことは、東京高等裁判所が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反審決不履行事件につき非訟事件手続法二〇七条により過料の決定をした場合もまた同様であり、即時抗告権を認めた同法同条三項の規定はその性質上右の限度で適用が排除されるものである。よって、本件即時抗告は不適法として却下を免れないので、民訴法四一四条、三九九条一項一号、九五条、八九条により、主文のとおり決定する。

昭和五一年九月一七日

東京高等裁判所第三特別部

裁判長裁判官　青木義人

裁判官　江尻美雄一

裁判官　小林信次

裁判官　高木積夫

裁判官　篠原幾馬

送達	昭和五一年九月二二日（申立人） 昭和　年　月　日（　）
確定またはその他の完結	昭和五一年九月二二日

裁判所書記官　須藤芳雄